

FRANCK MULLER PREMIUM WARRANTY(フランク ミュラー プレミアム ワランティ)

FRANCK MULLER PREMIUM WARRANTY(フランク ミュラー プレミアム ワランティ)、以下「本保証」といいます。)は、ワールド通商株式会社(以下「サービス提供者」といいます。)が運営・提供する保証サービスです。サービス提供者は、本保証にご加入いただくお客さまに対して、「FRANCK MULLER PREMIUM WARRANTY(フランク ミュラー プレミアム ワランティ)保証書」(以下「保証書」といいます。)を電磁的方法または書面により発行します。保証書が発行され、お客さまがこれを受領した時点で、本保証の加入手続が完了し、お客さまとサービス提供者の間で、「FRANCK MULLER PREMIUM WARRANTY(フランク ミュラー プレミアム ワランティ)規程」(以下「本規程」といいます。)の内容に基づく契約が成立するものとします。サービス提供者は、保証書に記載された製品(以下「本製品」といいます。)について、本規程に定めるところに従い、無償修理(以下「保証修理」といいます。)を提供します。なお、お客さまは、本保証にお申込みいただいた時点で、本規程にご同意いただいたものとみなします。

第1条 本保証の範囲等

1. 本保証は、(i)本製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、本製品に生じた故障であり、かつ、本製品の製造メーカー(以下「メーカー」といいます。)の保証規定において保証対象となる故障(以下「メーカー保証規定準拠の自然故障」といいます。)および(ii)本製品に破損、破裂、異常電圧、水濡れ等の偶発の事故に起因して本製品の機能が正常に働かなくなる場合(以下「物損」といいます。)が対象となります。
2. 第12条に定める保証の適用除外事項に該当する場合には、メーカー保証規定準拠の自然故障および物損であっても、本保証の対象外とします。
3. サービス提供者は、サービス提供者による診断および第12条の規定に基づき本保証の提供可否を判断するものとし、特段の記載のない限り、次条以降において「自然故障」および「物損」とは、前項の規定により本保証が提供される故障をそれぞれ指すものとし、

第2条 保証限度額

1. 1回目の保証修理における保証限度額は、保証書に保証限度額として記載された金額とします。また、2回目以降の保証修理における保証限度額は、保証書に記載された保証限度額から、過去に実施した保証修理の修理費用の累積合計額を差し引いた後の金額とします。特段の記載のない限り、次条以降において「保証限度額」とは、保証修理の回数と過去の修理費用の累積合計額に応じて変更された金額を指すものとします。
2. 保証限度額は消費税別金額とします。

第3条 本保証期間

本保証は、(i)自然故障については本製品のメーカー保証期間の終了日の翌日、(ii)物損についてはメーカー保証期間開始日よりそれぞれ始まり、自然故障および物損のいずれについても保証書に記載された保証終了日に終了します(以下これを期間と「本保証期間」といいます。)。なお、第6条第(2)号または第(3)号により本保証が終了する場合は、メーカー保証期間内に初期不良等によりメーカーまたはお客さまがご購入されたサービス提供者の店舗(サービス提供者の販売代理店を含み、以下「購入店舗」といいます。)より交換品(新品のものとし、以下同じ。)が提供されたこと、その他理由の如何を問わず、保証書に記載された保証終了日は変更されないものとします。

第4条 保証内容

1. 本保証期間内に本製品に自然故障または物損が発生した場合、サービス提供者は、保証限度額の範囲内で自然故障または物損にかかる保証修理を行います。なお、サービス提供者は、保証修理期間中の代用品の手配・提供等は一切行いません。
2. 修理受付時には、サービス提供者が指定する拠点まで、お客さまより本製品をご送付いただいた上で保証修理を行います。この場合の、サービス提供者が指定する拠点までの往路または復路(いずれか片道分のみ)の送料は本保証に含まれます。
3. 本保証修理は、メーカーの純正部品を用いて実施します。ただし、オリジナル部品提供が困難な場合には、代替部品(仕様違い部品)を使用して行うものとします。また、修理の際に交換された部品の所有権に関しては、修理実施と引き換えにサービス提供者に移転するものとし、お客さまに返却しないものとします。

第5条 保証限度額を超過する場合の取扱い

1. 修理に要する費用が保証限度額を上回る場合は、お客さまにて超過分をご負担ください。
2. サービス提供者は、本製品が修理不能の場合は代替品(保証限度額の範囲内で手配できる新品製品または本製品(または本製品の同等品)の販売価格と保証限度額の差額をお客さまがご負担される場合は本製品(または本製品の同等品)の販売価格の範囲内で手配できる本製品(または本製品の同等品)の新品製品とします。以下同じ。)を提供します。当該代替品の提供と引き換えに保証修理をご依頼された本製品(以下「修理依頼品」といいます。)の所有権はサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、その後、当該修理依頼品をお客さまに返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができるものとします。
3. 第1項または第2項によりお客さまにご負担が発生する場合でも、サービス提供者は保証限度額分の金銭をお支払いすることはできません。
4. 本条に基づく代替品の提供または本製品の修理により本保証は終了し、サービス提供者が提供した代替品には新たな本保証は附帯されません。

第6条 本保証の終了

以下各号いずれかに該当する場合には、本保証は終了となります。

- (1) 本保証期間が満了した場合。
- (2) 第5条に定めるところに従い保証限度額を超過する対応を行った場合。
- (3) メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止、その他メーカーがその責任により本製品の修理を行うことができず(事業承継等により、メーカー等と同水準・同条件で修理を行う者が存在する場合は除きます。)、サービス提供者が代替品を提供した場合(代替品の提供については第5条の定めを準用します。))。
- (4) サービス提供者の倒産等。

第7条 お客さまのご負担となる主な費用

本保証の範囲は、自然故障および物損の保証修理および代替品の提供であることから、以下各号に定める費用は本保証には含まれず、専らお客さまのご負担によるものとします(なお、本保証の範囲外の費用を、以下各号に限定する趣旨ではありません。))。

- (1) お客さまのご都合により、出張または引取を希望されたときにかかる費用(出張修理費用、引取費用、梱包材費用等)。
- (2) 本製品の梱包材等諸費用および往路または復路(いずれか片道分のみ)の送料。
- (3) お客さまが送付した本製品一式(本製品および本製品の標準付属品を合わせたものをいいます。以下同じ。)に不足があることにより、別途送付が必要となったときにかかる費用。
- (4) 本保証利用時にお客さまからのご連絡に必要な通信費用その他の費用。
- (5) お客さまのご都合により保証修理をキャンセルされる場合(第12条に定める保証の適用除外事項に該当したことからキャンセル扱いとなる場合を含みます。以下同じ。)における技術費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。
- (6) 第12条に定める保証の適用除外事項に該当する場合の一切の費用。

第8条 保証修理の依頼方法(留意事項)

本保証期間内に本製品に自然故障または物損が発生した場合には、購入店舗に保証修理をご依頼ください。

- (1) お客さまから保証修理のご依頼をいただいた際、購入店舗は、お客さまの本保証に関する登録情報(保証登録番号、製品情報および個人情報)の確認をいたします。お客さまより保証修理依頼に際してご通知いただいた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他お客さまより必要な情報のご通知をいただけない場合には、本保証が提供されない場合がございます。
- (2) 修理依頼にあたっては、本製品一式をお持ちください。
- (3) サービス提供者以外に修理を依頼した場合には、本保証が適用されませんのでご注意ください。
- (4) 破損、破裂に起因する損害の場合、不具合のある本製品の写真をご用意いただく場合がございます。
- (5) お客さまのご都合により、修理受付日から1カ月経過しても修理の着手ができない場合には、修理受付を無効とします。
- (6) サービス提供者は、本製品に、本製品の機能に影響のある故障が複数あると判定した場合、一部の故障箇所からの修理を行うことはできません。また、本製品の機能に影響のある複数の故障箇所のうち、保証対象外となる故障がある場合には、お客さまにあらかじめご同意いただいた上で当該故障箇所の修理費用をご負担いただくことにより、全ての故障箇所を修理して返却するものとします。
- (7) お客さまよりサービス提供者が指定する拠点まで本製品をご送付いただく際の運送中にかかる事故について、サービス提供者は何ら責任を負いません。発送方法及び梱包についてご注意ください。
- (8) お客さまのご都合により保証修理をキャンセルされる場合、サービス提供者は本製品をお客さまに返送するものとし、本製品の処分のご依頼は承りません。

第9条 登録情報とその変更

以下各号いずれかに該当する場合には、登録情報の変更が必要になりますので、お客さまは速やかに購入店舗までご通知ください。ご通知いただけなかった場合には、本保証が適用されない場合があります。登録情報のうちお客さま情報の変更は、お客さまご本人からご通知いただいた場合に限り承ります。

- (1) 保証期間中に、お客さま名や連絡先電話番号、住所等の変更がある場合。なお、本製品の第三者への転売や譲渡をされる場合には、本規程の内容をご説明の上、お客さまより新しい所有者の情報をご通知ください。
- (2) メーカー保証期間内にメーカーまたは購入店舗より交換品の提供等が行われ、製品情報または製造番号に変更があった場合。

第10条 個人情報の使用

1. サービス提供者は、お客さまよりご提供いただいた保証項目、個人情報等を以下の目的のため保管、使用、処理します。
 - (1) 本保証の提供。
 - (2) サービス提供者が取り扱う商品および各種サービスの提案もしくは提供、代理、媒介、取次または管理。
 - (3) サービス提供者のグループ会社または提携先企業等が取り扱う商品・サービス等の案内、提供または管理。
 - (4) アンケートの実施や市場調査、データの分析の実施等ならびにそれらによる商品・サービスの開発・研究。
2. サービス提供者は、以下各号いずれかに該当する場合、サービス提供者の責任において、グループ会社および提携先企業等へお客さまの個人情報を提供します。
 - (1) 保証修理および代替品の提供に際して個人情報共有が必要となる場合。
 - (2) 本保証の履行に伴うリスクを対象とする損害保険会社(以下「本保険会社」といいます。)との間の保険契約の締結、保険金の請求その他の保険契約に関する諸手続きのために個人情報の提供が必要となる場合。

- (3) 本保証およびサービス提供者のその他のサービスの品質向上を目的として、お客さまに電子メール、郵便物等によるアンケート調査をする場合。
- (4) サービス提供者のサービス案内およびキャンペーン等の実施をする場合。
- (5) 本保証の品質向上を目的として、お客さまにおける本保証の利用に関する情報を収集し分析する場合。
- (6) 個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合。

第11条 間接損害等

本保証に関する法律上の請求において、間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等）、特別損害、付随的損害、拡大被害、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（身体障害に起因する死亡および怪我を含みます。）ならびに他の財物に生じた損害に関して、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。ただし、サービス提供者の故意または重過失によるものについては、この限りではありません。

第12条 本保証の適用除外事項

以下各号のいずれかに該当する場合には、本保証は適用されないものとします。

- (1) 本製品の仕様、構造上の欠陥または本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等。
- (2) 本製品の機能に影響の無い範囲の使用摩耗や経年変化等の経年劣化に相当するもの（外観、傷、錆、腐食、カビ変質、その他類似の事由等）。
- (3) 本製品以外の製品の故障および損害。
- (4) ご使用中に生じる外観上の変色、傷、汚れ（ケース・ベゼル・ブレスレット・ベルト・クラスプ・サファイアクリスタルガラス・リュウズ・プッシュボタン・ダイヤル・針・およびダイヤモンド等の宝飾部品）。
- (5) 取扱説明書や注意書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用（管理の不備、改造行為等）等、取扱いが不適当であることに起因する故障および損害。
- (6) 火災、落雷、地震、津波、噴火その他天災地変に起因する故障および損害。
- (7) お客さまもしくは第三者の故意もしくは重過失、またはメーカー保証の対象外である加工、改造、修理に起因する故障および損害。
- (8) メーカーが定める想定された用法を超える過酷な使用に起因する故障および損害。
- (9) メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品およびリコール部位に起因する本製品の故障および損害。
- (10) メーカーの指定する消耗品（ベルト等）の交換にかかる費用。ただし、ベルトの傷や故障（使用摩耗または経年劣化による傷・故障および変色は除きます。）は本保証の対象とします。
- (11) メーカー指定外の消耗品の使用に起因する故障および損害。
- (12) 時間の差異が、サービス提供者の基準内の場合における調整、分解清掃等の作業。
- (13) 電池切れ等によって生じた時間の差異。
- (14) サービス提供者が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、故障の存在を確認できなかった場合。
- (15) お客さまご自身で付加されたラベル、シート、カバー類、塗装、刻印等の復旧。
- (16) 本保証以外の保証（製品のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等）および保険の制度により補償を受けるまたは受けた場合。
- (17) サービス提供者を経由せず修理をご依頼された場合。
- (18) 本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。
- (19) 本製品と異なる製品の修理をご依頼された場合や、シリアル番号等を確認の結果、本製品と同一であることが確認できない場合。
- (20) 盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由により、お客さまが本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合。
- (21) 国または公共団体の公権力の行使に起因する故障および損害。
- (22) 核燃料物質または核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障および損害。
- (23) 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する故障および損害。
- (24) 本製品の損害にかかる申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。

第13条 解約

本保証の範囲外である故障につき、お客さまが虚偽の申告または不正な手段（以下「不正行為」と総称します。）により保証修理の依頼を行った場合、サービス提供者は当該お客さまに通知することにより、本保証を解約できるものとします。なお、サービス提供者が保証修理を行った後に不正行為が判明した場合も同様とし、サービス提供者は当該不正行為のあった日に遡り契約を解約できるものとします。この場合、サービス提供者は、お客さまが支払われた保証料を一切返金せず、お客さまに対し、お客さまの不正行為により生じた損害（保証修理を行った場合の保証修理費用相当額を含みます。）の賠償を請求するものとします。

第14条 反社会的勢力

1. サービス提供者は、お客さまが、以下各号のいずれかに該当する場合には、お客さまに対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。
 - (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - (4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
2. 本保証は、前項に基づく解除により本保証加入時に遡って無効となるものとします。この場合において、サービス提供者は、既に保証修理を行っていたときは、当該保証修理費用相当額の返還を請求することができます。

第15条 その他の注意事項

1. 故障または損害の認定等についてサービス提供者とお客さまの間で見解の相違が生じた場合には、サービス提供者は、専門家または中立的な第三者の意見を求めることができます。
2. 修理受付日から6カ月を経過してもお客さま都合により修理依頼品をお受け取りいただけない場合、サービス提供者は、当該修理依頼品の取扱いを決定することができます。お客さまはかかる決定に異議を述べないものとします。この場合、お客さまは、本保証に含まれない一切の費用（有償修理の費用や修理キャンセルの際に必要なとなる費用等）に加え、保管に要した一切の費用をご負担いただくものとします。

第16条 保証料の損害保険充当

1. サービス提供者は、保証料を原資として、本保険会社との間でサービス提供者を被保険者とする保険契約（以下「本保険契約」といいます。）を締結し、本保証を運用しています。
2. 本保証は、お客さまに対して本規程に従い保証修理を提供し、本保険契約に基づき本保険会社より受領する保険金を当該保証修理にかかる費用等の支払に充てる仕組みとなっています。そのため、故障の発生状況によりお客さまに対しても本保険会社の調査が行われる場合があります。

第17条 本規程の変更

1. サービス提供者は、以下の各号に該当する場合、その裁量により本規程を変更することができます。
 - (1) 本規程の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規程の変更が、本保証にかかる契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
2. サービス提供者は、前項による本規程の変更にあたり、変更後の本規程の効力発生日の1カ月前までに、本規程を変更する旨および変更後の本規程の内容ならびにその効力発生日を、サービス提供者のホームページへの掲載その他適切な方法により周知するものとします。
3. 変更後の本規程の効力発生日以降に、お客さまが本規程に基づくサービスを利用したときは、お客さまは、本規程の変更に同意したものとみなします。

第18条 合意管轄

本規程に関連して発生したサービス提供者とお客さまの間一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。